

平成24年11月

各位

株式会社パロマ

平成20年6月25日付け「消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令」(平成20・06・24商第14号)において対象となりました、半密閉式ガス瞬間湯沸器の再点検継続の実施状況について、ご報告申し上げます。

株式会社パロマ 人事部 広報グループ
〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号
TEL:052-819-3223 FAX:052-824-5414

[1]再点検活動の結果について

(1)これまでの所在情報に基づく再点検

表1

平成24年10月31日時点〔台〕

これまでの所在情報に基づく再点検対象数 (平成20年5月31日時点)	52,945
うち、対象製品外と区分していたもの	32,655
うち、対象製品と区分していたもの	20,011
従前から未点検であったもの	279
再点検活動を実施したもの	52,945
対象製品の有無を確認できたもの	52,930
対象製品がないことが確認されたもの	52,533
対象製品であることが確認されたもの	397件398台
回収済み	393件394台
未回収(回収の日程調整中など)	4
再点検が継続中のもの	15
お客様との点検日の日程調整など	0
空家・建物なし	0
お客様が不在	2
お客様が点検を拒否	11
係争中につき点検不能	2
再点検を未実施のもの	0

※「再点検が継続中のもの」の区分については、「係争中につき点検不能」を除き、区分を問わず継続して再点検活動に努めて参ります。

平成24年10月31日時点〔台〕

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)に含まれるべきであったが、 弊社データベースへの入力が漏れていたもの	454
うち、対象製品外と区分していたもの	445
うち、対象製品と区分し、回収を行ったもの	9
再点検活動を実施したもの	454
対象製品の有無を確認できたもの	454
対象製品がないことが確認されたもの	454
対象製品であることが確認されたもの	0

(2)これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検
表2

平成24年10月31日時点〔台〕

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検対象		
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの		806
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの		264
回収済み		264
未回収(回収の日程調整中など)		0
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの		33
回収済み		33
未回収(回収の日程調整中など)		0
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの		509
回収済み		509
未回収(回収の日程調整中など)		0
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性があるものとして情報提供を受けたもの (平成20年8月21日までに)		14,217
開栓中 不在・拒否・空室等		7,886
閉栓中及びメーター取り外し等		6,331
再点検活動を実施したもの		14,217
対象製品の有無を確認できたもの		14,212
対象製品がないことが確認されたもの		14,150
対象製品であることが確認されたもの		62
回収済み		62
未回収(回収の日程調整中など)		0
再点検が継続中のもの		5
お客様との点検日の日程調整など		0
空家・建物なし		0
お客様が不在		0
お客様が点検を拒否		5
再点検を未実施のもの		0

※「再点検が継続中のもの」については、全件が「お客様が点検を拒否」の状況ですが、継続した活動に努めて参ります。

[2]新たに対象製品があることが確認されたものについて

(1)新たに対象製品があることが確認されたものの内訳

表3

平成24年10月31日時点〔台〕

新たに対象製品があることが確認されたもの	1,266
これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたものから	398
うち、改造が有ったもの	2
うち、改造が無かったもの	395
うち、確認中	1
当時の点検で対象製品外と区分していたものから	214
当時の点検で対象製品と区分していたものから	39
当時からの点検活動で不在・点検拒否及び閉栓などで未点検と区分していたものから	145
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	868
これまでの所在情報以外の再点検などで、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したものから	806
うち、改造が有ったもの	7
うち、改造が無かったもの	799
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの	264
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの	33
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの	509
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性があるものとして所在情報提供を受けたものから	62
うち、改造が有ったもの	0
うち、改造が無かったもの	62

(2)新たに対象製品があることが確認されたものの回収状況
表4

平成24年10月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの				
	1266	これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの	これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
		398	868	ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性のあるものとして情報提供を受けたものから
新たに対象製品があることが確認されたもの	1266	398	868	806	62
回収済み	1262	394	868	806	62
未回収 (回収の日程調整中など)	4	4	0	0	0
回収日が確定しているもの	0	0	0	0	0
回収日を調整中のもの	3	3	0	0	0
回収を拒否されているもの	1	1	0	0	0

(3)新たに対象製品があることが確認されたもの〔都道府県別一覧〕

表5

平成24年10月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの						
	1266	これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの			これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
		398	都市ガス	LPガス	868	都市ガス	LPガス
総数	1266	398	375	23	868	382	486
北海道	179	19	15	4	160	66	94
青森県	14	0	0	0	14	2	12
岩手県	9	0	0	0	9	1	8
宮城県	7	2	1	1	5	1	4
秋田県	22	1	1	0	21	5	16
山形県	13	0	0	0	13	1	12
福島県	2	0	0	0	2	0	2
茨城県	14	4	3	1	10	1	9
栃木県	8	4	4	0	4	1	3
群馬県	27	13	13	0	14	* 5	9
埼玉県	30	11	* 9	2	19	9	10
千葉県	18	6	6	0	12	5	7
東京都	320	214	* 214	0	106	** 91	15
神奈川県	111	58	57	1	53	36	17
山梨県	4	1	1	0	3	3	0
新潟県	77	11	9	2	66	49	17
富山県	17	0	0	0	17	2	15
石川県	30	0	0	0	30	3	27
福井県	18	1	1	0	17	0	17
静岡県	10	0	0	0	10	3	7
長野県	28	4	3	1	24	4	20
岐阜県	13	0	0	0	13	6	7
愛知県	40	8	8	0	32	18	14
三重県	14	2	0	2	12	2	10
滋賀県	18	1	1	0	17	0	17
京都府	21	4	4	0	17	8	9
大阪府	53	14	13	1	39	29	10
兵庫県	16	6	5	1	10	3	* 7
奈良県	6	1	1	0	5	1	4
和歌山県	6	0	0	0	6	1	5
鳥取県	3	0	0	0	3	* 1	2
島根県	2	0	0	0	2	0	2
岡山県	12	1	0	1	11	1	10
広島県	14	4	3	1	10	6	4
山口県	9	0	0	0	9	3	6
徳島県	1	1	0	1	0	0	0
香川県	2	0	0	0	2	0	2
愛媛県	8	0	0	0	8	0	8
高知県	6	0	0	0	6	0	6
福岡県	12	0	0	0	12	3	9
佐賀県	4	0	0	0	4	0	4
長崎県	4	0	0	0	4	3	1
熊本県	17	4	2	2	13	2	11
大分県	6	1	0	1	5	0	5
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	12	2	1	1	10	2	8
沖縄県	9	0	0	0	9	* 5	4

*: 改造品1台を含む

**: 改造品3台を含む

(3)-1 新たに対象製品があることが確認されたもの〔都道府県別一覧〕

(平成24年10月1日から10月31日の間)

表5-1

〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの						
	2	これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの			これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
		都市ガス	LPガス		都市ガス	LPガス	
総数	2	1	1	0	1	0	1
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都	1	1	1				
神奈川県							
山梨県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
静岡県							
長野県							
岐阜県							
愛知県							
三重県							
滋賀県	1				1		1
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

(4) 新たに対象製品があることが確認された時点の使用状況
表6

平成24年10月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの				
		これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの	これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
			これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性のあるものとして所在情報提供を受けたものから	
総数	1266	398	868	806	62
使用中(時々の使用も含む)	117	28	89	87	2
不使用	1149	370	779	719	60
以前より不使用	200	49	151	146	5
故障などで使用できない状態で不使用	91	25	66	65	+1
ガスまたは給水の配管が外されていて不使用	84	16	68	67	1
閉栓・ガスメーター取り外されていて不使用	667	272	395	342	53
対象製品が取り外され、倉庫などで保管	107	8	99	99	0

〔3〕消費者への周知徹底実施状況（平成20年11月以降分）

（1）新聞による注意喚起

- ・一般全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、
聖教新聞）
 - ・平成20年11月8日に上記6紙に掲載
 - ・平成20年12月27日に上記6紙に掲載
 - ・平成21年3月27日に読売新聞、毎日新聞に掲載
 - ・平成21年3月31日に朝日新聞に掲載
 - ・平成22年3月5日に読売新聞に掲載
 - ・平成22年3月9日に朝日新聞に掲載
 - ・平成22年7月14日に朝日新聞に掲載
 - ・平成22年7月15日に読売新聞に掲載
 - ・平成24年3月28日に朝日新聞、読売新聞に掲載
 - ・平成24年4月26日に日本経済新聞（名古屋版）に掲載
 - ・平成24年4月26日に毎日新聞（東京・名古屋版）に掲載

- ・地方ブロック紙（北海道新聞、中日新聞、西日本新聞）
 - ・平成20年11月8日に上記3紙に掲載
 - ・平成20年12月27日に上記3紙に掲載
 - ・平成21年3月30日に中日新聞に掲載
 - ・平成21年8月6日に北海道新聞に掲載
 - ・平成22年3月4日に北海道新聞に掲載
 - ・平成22年3月10日に中日新聞に掲載
 - ・平成22年7月16日に北海道新聞、中日新聞に掲載
 - ・平成24年3月29日に中日新聞に掲載

- ・地方紙
 - ・平成20年11月25日に福島民友、福井新聞に掲載
 - ・平成20年11月26日に十勝毎日新聞、釧路新聞、苫小牧民報、函館新聞、
秋田魁新聞、山形新聞、北日本新聞、北國新聞に掲載
 - ・平成20年11月27日に河北新報、福島民報に掲載
 - ・平成20年11月28日に東奥日報、デーリー東北、岩手日報、新潟日報に掲載
 - ・平成20年11月29日に室蘭民報に掲載
 - ・平成21年1月26日に河北新報、新潟日報、下野新聞、信濃毎日新聞、北國
新聞、北日本新聞、福井新聞、釧路新聞に掲載
 - ・平成21年1月27日に東奥日報、デーリー東北、岩手日報、秋田魁新聞、山
形新聞、福島民報、福島民友新聞に掲載
 - ・平成21年1月28日に埼玉新聞、茨城新聞、十勝毎日新聞、函館新聞、苫小
牧民報、室蘭民報に掲載
 - ・平成21年8月6日に秋田魁新報、北國新聞に掲載
 - ・平成21年8月7日に新潟日報に掲載
 - ・平成21年8月10日に東奥日報、福井新聞、佐賀新聞に掲載
 - ・平成22年3月3日に日本海新聞に掲載
 - ・平成22年3月4日に北日本新聞、北國新聞、福井新聞に掲載
 - ・平成22年3月5日に東奥日報、岩手日報、秋田魁新報、山形新聞、埼玉新
聞、千葉日報、新潟日報、奈良新聞、山陰中央新報に掲載

業界紙

- ・平成20年12月1日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成20年12月1日にプロパン新聞に掲載
- ・平成20年12月2日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成22年1月18日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成22年1月18日にプロパン新聞に掲載
- ・平成22年1月19日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成22年1月20日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成22年8月25日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成22年8月30日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成22年8月30日にプロパン新聞に掲載
- ・平成22年8月31日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成22年9月2日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成22年9月3日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成22年12月6日にプロパン新聞に掲載
- ・平成22年12月10日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成22年12月13日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成22年12月14日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成22年12月15日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成22年12月16日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成23年4月18日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成23年4月18日にプロパン新聞に掲載
- ・平成23年4月20日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成23年4月21日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成23年4月22日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成23年4月26日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成23年7月11日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成23年7月11日にプロパン新聞に掲載
- ・平成23年7月12日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成23年7月13日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成23年7月14日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成23年7月15日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成23年8月29日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成23年8月29日にプロパン新聞に掲載
- ・平成23年8月30日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成23年8月31日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成23年9月1日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成23年9月2日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成23年11月16日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成23年12月12日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成23年12月12日にプロパン新聞に掲載
- ・平成23年12月13日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成23年12月16日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成24年4月23日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成24年4月23日にプロパン新聞に掲載
- ・平成24年4月24日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成24年4月24日に燃料油脂新聞に掲載

- ・平成24年4月25日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成24年7月9日にプロパン新聞に掲載
- ・平成24年7月10日に燃料油脂新聞に掲載
- ・平成24年7月11日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成24年7月13日に石油ジャーナルに掲載
- ・平成24年8月6日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成24年8月7日にプロパン産業新聞に掲載
- ・平成24年10月9日にプロパン・ブタンニュースに掲載
- ・平成24年10月10日にガスエネルギー新聞に掲載
- ・平成24年11月19日にプロパン新聞に掲載予定
- ・平成24年11月27日にプロパン産業新聞に掲載予定
- ・平成24年11月28日にガスエネルギー新聞に掲載予定

・その他

- ・平成20年11月17日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成20年12月8日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成21年3月2日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成21年4月1日に管材新聞に掲載
- ・平成21年5月10日にシルバー産業新聞に掲載
- ・平成21年5月18日に全国賃貸住宅新聞に掲載
- ・平成21年9月4日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成22年3月8日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成22年6月7日に全国賃貸住宅新聞に掲載
- ・平成22年6月8日にリフォーム産業新聞に掲載
- ・平成22年6月15日に管材新聞に掲載
- ・平成22年8月2日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成22年9月14日にリフォーム産業新聞に掲載
- ・平成22年9月15日に管材新聞に掲載
- ・平成22年9月20日に全国賃貸住宅新聞に掲載
- ・平成22年12月9日に教育新聞に掲載
- ・平成23年2月3日に全私学新聞幼稚園版に掲載
- ・平成23年3月7日に教育新聞に掲載
- ・平成23年3月7日に日本教育新聞に掲載
- ・平成23年5月15日に全国保険医新聞に掲載
- ・平成23年5月16日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成23年10月10日に週刊ビル経営に掲載
- ・平成23年10月15日にマンション管理新聞に掲載
- ・平成23年10月17日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成24年1月13日に全私学新聞幼稚園版に掲載
- ・平成24年4月30日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成24年6月26日にリフォーム産業新聞に掲載
- ・平成24年8月6日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成24年8月27日に週刊ビル経営に掲載
- ・平成24年9月5日にマンション管理新聞に掲載
- ・平成24年9月24日に日本消費経済新聞に掲載
- ・平成24年10月23日にリフォーム産業新聞に掲載

・平成24年11月12日に日本消費経済新聞に掲載予定

(2) テレビCMによる注意喚起

下記番組で『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題したCMを放送。

- ・テレビ東京「NEWS FINE! 1部」内30秒CM
(平成20年11月7日 15:35～16:00)
- ・テレビ東京「釣りロマンを求めて」内30秒CM
(平成20年11月8日 18:00～18:30)
- ・テレビ大阪「和風総本家」内30秒CM
(平成20年11月10日 20:00～20:54)
- ・テレビ東京「いい旅・夢気分」内30秒CM
(平成20年11月12日 11:30～12:00、平成21年2月4日 20:00～21:00)
- ・よみうりテレビ「情報ライブミヤネ屋」内30秒CM
(平成20年11月14、21日、12月5日、12日および12月19日13:55～14:55)
- ・テレビ朝日「ワイド!スクランブル」内30秒CM
(平成20年11月17日、12月29日および平成21年1月5日 12:00～13:05)

- ・テレビ朝日「徹子の部屋」内30秒CM
(平成20年11月19日、12月3日および平成21年1月7日 13:20～13:55)
- ・TBS「愛の劇場」内30秒CM
(平成20年11月25日および平成21年1月20日 13:00～13:30)
- ・テレビ東京「チャンピオンズSP」内30秒CM
(平成20年11月27日 19:00～20:54)
(平成21年1月22日および1月29日 19:57～20:54)

- ・テレビ東京 時代劇「土屋主水之助」内30秒CM
(平成20年12月1日 19:00～19:54)
- ・日本テレビ「サッカークラブ世界一決定戦感動映像」内30秒CM
(平成20年12月20日 16:00～16:55)
- ・テレビ東京「アスリート達の涙」内30秒CM
(平成20年12月24日 21:54～23:18)
- ・テレビ東京「週刊ニュース新書」内30秒CM
(平成20年12月27日 11:30～12:00)
- ・テレビ東京「夢のカルフォルニア・コットン気候」内30秒CM
(平成21年2月14日 16:00～17:15)
- ・テレビ東京「主治医が見つかる診療所 3時間スペシャル」内30秒CM
(平成21年2月16日 17:00～21:48)

- ・テレビ東京「ゴルフの真髄」内30秒CM
(平成21年12月12日 12:00～12:30)
- ・テレビ東京「Emorning3」内30秒CM (平成21年12月14日 11:00～11:25)
- ・テレビ東京「News モーニングサテライト2部」内30秒CM
(平成21年12月15日 6:00～6:40)
- ・日本テレビ「FIFAクラブワールドカップ」内30秒CM
(平成21年12月15日 24:39～27:00)
- ・テレビ東京「Emorning3」内30秒CM (平成21年12月16日 11:00～11:25)

- ・テレビ東京「neo sports」内30秒CM（平成21年12月20日 22:54～23:30）

下記北海道・東北地区のケーブルテレビにおいて『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題した30秒CMを放送。

- ・旭川ケーブルテレビ（平成20年12月19日～26日）（放映回数49回）
- ・ニューメディア（函館市）（平成20年12月15日～27日）
（放映回数120回）
- ・八戸テレビ放送（平成20年12月15日～27日）（放映回数39回）
- ・岩手ケーブルテレビジョン（平成20年12月15日～27日）
（放映回数14回）
- ・三陸ブロードネット（釜石市）（平成20年12月15日～26日）
（放映回数70回）
- ・塩釜ケーブルテレビ（平成20年12月15日～27日）（放映回数26回）
- ・宮城ネットワーク（仙台市）（平成20年12月15日～27日）
（放映回数40回）
- ・秋田ケーブルテレビ（平成20年12月15日～27日）（放映回数60回）
- ・ケーブルテレビ山形（平成20年12月15日～27日）（放映回数65回）

（3）インターネット

- ・自社ホームページにて平成20年6月27日から『いま一度、ご確認をお願い致します』と題した注意喚起をトップページに掲載中。
- ・工務店・リフォーム業者からの情報提供を促すために平成21年6月12日から日本増改築産業協会のホームページにおいてバナー広告を掲載し、弊社ホームページの注意喚起掲載画面へ誘導するとともに、同協会ホームページ内にも、注意喚起を掲載。
- ・不動産業に携わる方から情報提供を促すために平成21年5月25日から全国宅地建物取引業協会連合会のホームページにおいて注意喚起および当社ホームページへのリンクを掲載。
- ・ビルメンテナンスに携わる方から情報提供を促すために平成21年6月12日から全国ビルメンテナンス協会のホームページにおいて注意喚起および当社ホームページへのリンクを掲載。更に、ビルメンテナンスの専門サイト「BM情報ランド」のニュースコーナーに周知および注意喚起を掲載。
- ・全国の理容業に携わる方からの情報提供を促すために、平成21年6月26日から全国理容生活衛生同業組合連合会のホームページにおいて弊社ホームページの注意喚起掲載画面へ誘導するためのバナーを掲載。
- ・全国の訪問介護に携わる方からの情報提供を促すために、平成21年7月10日より日本ホームヘルパー協会のホームページにおいて注意喚起および当社ホームページへのリンクを掲載。

- ・リコール専門の広報サイト「リコール プラス」のトップページにおいて、平成21年11月16日より注意喚起を掲載。
- ・弊社ホームページの注意喚起掲載画面へ誘導するために平成23年5月9日に「twitter (ツイッター)」サイドバナーにバナー広告を掲載。

(4) 情報誌掲載などによる周知及び注意喚起

- ・工務店・リフォーム業者からの情報提供を促すために、建築情報誌「建築知識」の平成20年12月20日発行号への周知及び注意喚起の掲載。さらに、「日経ホームビルダー」の平成21年4月21日発行号への周知及び注意喚起の掲載。また、日本増改築産業協会の機関誌「ジェルコ リフォーム レポート」平成21年7月号に周知及び注意喚起の掲載。
平成22年7月21日に「日経ホームビルダー」に掲載。平成22年9月22日に「日経ホームビルダー」に掲載。
- ・山小屋等からの情報提供を促すために、山岳系の情報誌「山と溪谷」の平成20年12月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
- ・ホームヘルパーなど介護に従事する方からの情報提供を促すために、情報誌「かいこの学校」の平成20年12月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。更に、日本ホームヘルパー協会の機関誌「ホームヘルパー」平成21年8月号に周知及び注意喚起の掲載。
- ・消費生活コンサルタントといった消費者相談などに関わる方からの情報提供を促すために、情報誌「月刊消費者」の平成20年11月1日発行号および12月1日発行号、2月1日発行号に掲載。
情報誌「消費と生活」平成21年1月1日発行号および3月1日発行号に掲載。
情報誌「消費者情報」平成21年1月8日発行号への周知及び注意喚起に掲載。
情報誌「月刊消費者」の平成21年8月1日発行号に掲載。
情報誌「月刊消費者」の平成22年3月1日発行号に掲載。
情報誌「月刊消費者」の平成22年10月1日発行号に掲載。
情報誌「月刊消費者」の平成23年1月1日発行号に掲載。
情報誌「消費と生活」平成23年5月1日発行号に掲載。
情報誌「消費と生活」平成24年11月1日発行号に掲載。
- ・全国の教育委員会や消費生活センターを通じて教育現場などに関わる方からの情報提供を促すために、
情報誌「消費者教育研究」平成20年12月5日号への周知及び注意喚起の掲載。
情報誌「消費者教育研究」平成21年2月5日号への周知及び注意喚起の掲載。
情報誌「消費者教育研究」平成21年4月1日発行号へチラシを挿入。
情報誌「消費者教育研究」平成21年8月1日発行号へチラシを挿入。
情報誌「消費者教育研究」平成21年10月5日号への周知及び注意喚起の掲載
情報誌「消費者教育研究」平成21年12月4日号への周知及び注意喚起の掲載
情報誌「消費者教育研究」平成22年10月5日号への周知及び注意喚起の掲載
情報誌「消費者教育研究」平成22年12月3日号へのチラシを挿入。
情報誌「消費者教育研究」平成23年2月4日号への周知及び注意喚起の掲載

情報誌「消費者教育研究」平成23年10月5日号への周知及び注意喚起の掲載
情報誌「消費者教育研究」平成24年2月5日号への周知及び注意喚起の掲載
情報誌「消費者教育研究」平成24年10月5日号への周知及び注意喚起の掲載

- ・全国の飲食業に携わる方からの情報提供を促すために、全国飲食業生活組合の機関誌である「全飲連ニュース」平成21年5月号に周知および注意喚起を掲載。
 - ・全国の管工事業に携わる方からの情報提供を促すために、全国管工事業協同組合連合会の機関誌である「全管連ニュース」平成21年7月号に周知および注意喚起を掲載。平成22年6月25日に「建築設備と配管工事」に掲載。平成22年9月11日に「設備と管理」に掲載。平成22年9月25日に「建築設備と配管工事」に掲載。
 - ・不動産業に携わる方から情報提供を促すために、全国宅地建物取引業協会連合会の機関誌である「リアルパートナー」平成21年7月号に周知および注意喚起を掲載。
 - ・全国の理容業に携わる方からの情報提供を促すために、全国理容生活衛生同業組合連合会の機関誌である「理楽 TIMES」平成21年8月号に周知および注意喚起を掲載。
 - ・全国の幼稚園、保育所に携わる方からの情報提供を促すために、全国私立保育連盟の機関紙「保育通信」平成24年2月号にチラシ8,700枚を挿入して加盟保育園へ送付。
全国社会福祉協議会の会報「ぜんほきょう」平成24年2月号にチラシ23,500枚を挿入して会員保育園へ送付。
全日本私立幼稚園連合会の会報誌「私幼時報」平成24年2月号9,000部への周知及び注意喚起を掲載。
- (5) ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの際に注意喚起書類を配布
- ・ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの業務機会時に、検針票の裏に注意喚起を記載したもの、または別途作成のチラシなど総計約4,497万枚を配布済。
- (6) ダイレクトメールによる周知及び注意喚起
- ・複数の建物を有し、対象製品が残存する可能性が考えられる事業所、施設、学校等に対し、平成21年2月～4月に周知及び注意喚起のダイレクトメール約1,300通を送付。
 - ・複数の建物を有し、対象製品が残存する可能性が考えられる事業所に対し、平成22年2月に周知及び注意喚起のダイレクトメール約700通を送付。
 - ・大学、短大、高校に対し、平成22年9月に周知及び注意喚起のダイレクトメール約6,800通を送付。
 - ・中学、小学校に対し、平成23年3月より周知及び注意喚起のダイレクトメール累計31,332通を送付。

(7) 団体の連絡会における周知及び注意喚起

- ・平成24年1月31日、全日本私立幼稚園連合会に加盟の幼稚園の都道府県代表が集う連絡会にて、周知及び注意喚起を実施。
- ・全国国公立幼稚園長会において、平成24年1月20日の幹部会議にて、周知及び注意喚起を実施し、平成24年2月20日の全国会議にて、周知及び注意喚起を実施。

[4] 再点検の実施体制

(1) 再点検実施体制

現在は、600人体制で再点検実施中です。

《内訳》

- ・本社再点検本部：推進、再点検受付、再点検結果精査/監査 各担当 24名
- ・14支店/68営業所：推進、再点検活動 各担当 94名
- ・緊急時対応 待機者 490名

(2) 第三者監査委員会

1. 監査委員の選任

監査委員名簿

	ご氏名	ご略歴
委員長	坂井 一郎	弁護士（元福岡高等検察庁検事長）
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委員	大久保 和孝	公認会計士・新日本有限責任監査法人パートナー
委員	石川 和男	東京女子医科大学教授（元経済産業省）
委員	早野 木の美	消費生活専門相談員・関東学院大学非常勤講師

2. 第23回 第三者監査委員会

- ・開催日時 平成24年10月10日(水)10:30～12:00

・議題

- (1) 再点検進捗状況報告（継続中案件の対応について）
- (2) 監査実施状況報告
- (3) 今後の進め方について

・議事要旨

- 〈1〉 再点検継続中の21件については、今後もお客様個々の状況にそれぞれ対応した方法でコンタクトを続け、早期解決に向かって努力すること。
- 〈2〉 残り21件の中でも、使用されている可能性があり、不正改造の有無の確認の出来ていないところ（神奈川県、愛知県各1件）の危害防止に優先的に取り組むこと。
- 〈3〉 一度再点検に行き「対象製品なし」と判断したところから対象製品が発見された例は過去にもある。パロマが発見できなかったのにガス事業者が発見したわけで、どのようにして発見したのかを聞き、参考にすること。

3. 監査組織

◇ 西村あさひ法律事務所

- ・監査業務

平成20年7月14日監査開始。

- ・監査体制

西村あさひ法律事務所木目田裕弁護士と尾崎恒康弁護士を長とし、監査を実施していただく。

以上